

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の生活保護	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成27年度	
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	
監査委員公表日	平成30年4月20日	

平成29年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合 計
203	0	14	217

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第7章 保護費

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	担当者 (内線等)	本編頁
137 意見 【委託契約の業務の調査時期】 債務不履行責任等は契約終了後も追及しうるの あるから、他の自治体等の実情も踏まえ、調査を契 約後も実施できるようにする条項を入れることを検 討することが望ましい。	債務不履行責任等に係る条項の記載に ついて、他の自治体や国に事例はなく、 本市が参考にしてている県の契約様式にも 記載はない。また、本市の委託契約約款 においては、単なる役務の提供の場合を 除き、目的物に瑕疵があった場合に修補 等を請求する瑕疵担保条項があり、契約 後の不履行責任について補うことが可 る。現在のところ、業務完了時の検査を適 正に行うとともに、必要に応じて当該契約 約款を適切に活用することで対応できる ため当該条項を入れる必要は特にないと 考える。	×	行政部	契約課	2759	176